



# 茨城県報

号外第 44 号

平成19年 3 月22日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

第10次鳥獣保護事業計画（環境政策課） .....	1
---------------------------	---

## 告 示

茨城県告示第373号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき、つぎのとおり第10次鳥獣保護事業計画を策定した。

平成19年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

第10次鳥獣保護事業計画書

平成19年 4 月 1 日から

平成24年 3 月31日まで

茨 城 県

第一 計画の期間 .....	6
第二 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 .....	6
第三 鳥獣の区分と保護管理の基本的な考え方 .....	6
(1) 希少鳥獣 .....	6
(2) 狩猟鳥獣 .....	6
(3) 外来鳥獣 .....	6
(4) 一般鳥獣 .....	6
第四 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項 .....	7
1 鳥獣保護区の指定 .....	7
(1) 方針 .....	7
指定に関する中長期的な方針 .....	7

当計画における指定方針.....	7
指定における留意事項.....	7
指定区分.....	8
(2) 鳥獣保護区の指定等計画.....	8
鳥獣保護区の指定計画.....	9
既指定鳥獣保護区の変更計画.....	9
2 特別保護地区の指定.....	11
(1) 方針.....	11
(2) 特別保護地区の指定計画.....	12
3 休猟区の指定.....	13
(1) 方針.....	13
(2) 休猟区の指定計画.....	13
(3) 特例休猟区の指定計画.....	14
4 指定猟法禁止区域の指定等.....	14
(1) 指定の方針.....	14
(2) 許可の方針.....	15
5 鳥獣保護区の整備等.....	15
(1) 方針.....	15
(2) 整備計画.....	15
管理施設の設置.....	15
利用施設の整備.....	15
調査, 巡視等の計画.....	15
(3) 保全事業の計画.....	15
第五 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項.....	15
1 鳥獣の人工増殖.....	15
(1) 方針.....	16
(2) 人工増殖計画.....	16
2 放鳥獣.....	16
(1) 方針.....	16
(2) 放鳥計画.....	16
第六 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	17
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定.....	17
(1) 許可しない場合の基本的考え方.....	17
(2) 許可する場合の基本的考え方.....	17
(3) わなの使用に当たっての許可基準.....	18
(4) 許可に当たっての条件の考え方.....	18
(5) 許可権限の市町村長への委譲.....	18
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項.....	18
(7) 捕獲物又は採取物の処理等.....	19
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集.....	19

(9) 保護の必要性が高い種に係る捕獲許可の考え方.....	19
2 学術研究を目的とする場合.....	19
(1) 学術研究.....	19
(2) 標識調査.....	20
3 鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合.....	20
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方.....	20
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成.....	21
予察表に係る方針等.....	21
予察表.....	22
(3) 鳥獣の適正管理の実施.....	22
方針.....	22
防除方法の検討，個体数管理の実施等の計画.....	22
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定.....	23
方針.....	23
許可基準.....	23
(5) 有害鳥獣捕獲の体制の整備.....	25
方針.....	25
捕獲隊編成指導の対象鳥獣及び対象地域.....	25
指導事項の概要.....	25
4 その他特別の事由の場合.....	26
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務遂行の場合.....	26
(2) 傷病により保護を要する鳥獣を保護する場合.....	26
(3) 博物館，動物園その他これに類する施設における展示を目的とする場合.....	26
(4) 養殖している鳥類の過度の近親交配を防止する場合.....	27
(5) 鵜飼漁業への利用を目的とする場合.....	27
(6) 伝統的な祭礼行事等に用いる場合.....	27
(7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる場合.....	28
第七 特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項.....	28
1 特定猟具使用禁止区域の指定.....	28
(1) 方針.....	28
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画.....	29
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳.....	30
2 猟区設定のための指導.....	31
(1) 方針.....	31
(2) 設定指導の方法.....	31
(3) その他.....	31
第八 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項.....	31
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針.....	31
2 策定計画.....	31
第九 鳥獣の生息状況の調査に関する事項.....	32

1	基本方針	32
2	鳥獣保護対策調査	32
	(1) 方針	32
	(2) 野生鳥獣生息分布調査	32
	(3) 希少鳥獣等保護調査	32
	(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	32
	(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	33
3	狩猟対策調査	33
	(1) 方針	33
	(2) 狩猟鳥獣生息調査	33
	(3) 放鳥効果測定調査	33
	(4) 狩猟実態調査	33
4	有害鳥獣対策調査	33
	(1) 方針	33
	(2) 調査の概要	34
第十	鳥獣保護事業の普及啓発に関する事項	34
1	鳥獣保護思想の普及	34
	(1) 方針	34
	(2) 愛鳥週間行事等の計画	34
2	野鳥の森等の整備	34
3	愛鳥モデル校の指定	34
	(1) 方針	34
	(2) 指定期間	34
	(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容	35
	(4) 指定計画	35
4	安易な餌付けの防止	35
	(1) 方針	35
	(2) 年間計画	35
5	法令の普及徹底	35
	(1) 方針	35
	(2) 重点項目	35
第十一	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	36
1	鳥獣行政担当職員	36
	(1) 方針	36
	(2) 設置計画	36
	(3) 研修計画	36
2	鳥獣保護員	37
	(1) 方針	37
	(2) 設置計画	37
	(3) 年間活動計画	37

(4) 研修計画.....	37
3 保護管理の担い手の育成，狩猟者の減少防止対策.....	37
(1) 方針.....	37
(2) 実施計画.....	38
4 鳥獣保護センターの設置.....	38
(1) 方針.....	38
(2) 鳥獣保護センターの施設計画.....	38
5 取締り.....	38
(1) 方針.....	38
(2) 年間計画.....	39
6 必要な財源の確保.....	39
第十二 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項.....	39
1 鳥類の飼養の適正化.....	39
(1) 方針.....	39
(2) 飼養適正化のための指導内容.....	39
2 販売禁止鳥獣等.....	40
(1) 方針.....	40
(2) 許可の条件.....	40
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応.....	40
(1) 方針.....	40
4 人獣共通感染症への対応.....	41

## 第一 計画の期間

平成19年 4月 1日から平成24年 3月31日までの 5年間とする。

ただし、本事業計画の記載事項のうち、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」に係る事項（特定猟具使用禁止区域、鳥獣保護区の保全事業に関する事項等）については、同法の施行期日（平成19年 4月16日）から効力を発するものとする。

## 第二 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

今日、一部の種によっては生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の生息環境の管理、個体数管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣保護管理が必要となっている。

また、狩猟は単に資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行していることから、狩猟者の育成・確保を図りながら、狩猟による事故防止等狩猟の適正化を図ることも求められている。

こうした状況の下、鳥獣保護事業は関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとする。

## 第三 鳥獣の区分と保護管理の基本的な考え方

### (1) 希少鳥獣

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 A・B類及び C類に該当する鳥獣で、法第 7 条第 5 項に基づき定めるもの並びに本県版のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とする。

希少鳥獣の適切な保護管理のため、生息分布調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

また、鳥獣保護区のうち希少鳥獣生息地の保護区の指定を検討し、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

### (2) 狩猟鳥獣

法第 2 条第 3 項に基づき環境省が定める狩猟鳥獣とする。

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、生息分布調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、休猟区や捕獲制限等の制度を活用しながら持続的な捕獲が可能となるよう保護管理を図るものとする。

### (3) 外来鳥獣

本来、我が国に生息しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

生活環境、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟による捕獲等及び有害鳥獣捕獲を推進し被害防止を図るものとする。

### (4) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

一般鳥獣の適切な保護管理のため、生息分布調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、必要に応じ希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している鳥獣については、特定計画の積極的な作成、実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。

#### 第四 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

##### 1 鳥獣保護区の指定

###### (1) 方針

###### 指定に関する中長期的な方針

本県は、多くの河川や湖沼、美しい山なみや海岸など変化に富んだ地形に加え、暖帯と温帯の境界に位置するとともに、沖合では暖流と寒流が出合うため、多種多様な生物が多く生息している。

地形的にみると、北部には、阿武隈山地の南端である八溝山地、多賀山地を中心に低い山が連なった山間地からなっており、また、南部は、関東平野の東部に位置し、中央には筑波山、東には霞ヶ浦と水郷地帯がある。さらに西には鬼怒川、小貝川が利根川に注ぎ、その両河川流域には平坦な農耕地が広がる。

海岸線は、約180キロメートルに及び、北部では断崖と砂浜が連続する変化に富んだ景観を呈しているが、南下するに従い平坦な砂浜海岸となっている。

このような本県の地勢は野生生物の生息環境に適しており、全国的にも希少な種が多くみられ、県版のレッドデータブック（動物編）には、鳥類については利根川周辺のオオセッカ、海岸部のコアジサシ、稲敷市に飛来するオオヒシクイ等67種、また、ほ乳類については全国的にも希少なホンドオコジョやヤマコウモリ等7種を選定している。

これらの野生鳥獣を保護するため、本県では第9次鳥獣保護事業計画（以下「9次計画」という。）までに鳥獣保護区を80箇所60,540ヘクタール（県土面積の約9.9%）指定してきているが、近年、県民の自然環境に対する関心が高まるなかで、生物の保護、自然環境の保全や身近な自然とのふれあいを求める県民の要請が高まってきている。

霞ヶ浦については、ラムサール条約への登録に向けての条件整備のため、周辺市町村をはじめ関係団体等に対し鳥獣保護区の指定について協力を求めていくものとする。

このようなことから、本計画においては、次のような方針に基づき鳥獣保護区の指定を行っていくものとする。  
当計画における指定方針

- ・期間満了となる既設の鳥獣保護区については原則として指定期間の更新を行うものとし、その際、鳥獣による被害等の状況や鳥獣の生息状況等に応じ指定区域など必要な見直しを行うものとする。
- ・新規指定については、森林鳥獣の生息地、集団渡来地及び身近な鳥獣生息地のうち保護の必要性が高い区域を選定するものとする。
- ・自然公園法、自然環境保全条例等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努めるものとする。
- ・指定期間は、従来どおり10年とする。
- ・本計画において指定を計画している鳥獣保護区以外であっても、鳥獣の生息状況や地域における鳥獣の保護活動の状況等から、特定猟具使用禁止区域のうち特に鳥獣の保護を図る必要がある地域や鳥獣の重要な生息地等については、必要に応じ、地域の関係団体等と調整のうえ鳥獣保護区の指定に努めるものとする。

###### 指定における留意事項

- ・鳥獣保護区の指定に当たっては、野生鳥獣の専門家、関係市町村、農林水産業団体、県猟友会支部、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。
- ・行政区界に接して鳥獣保護区を指定する場合にあっては、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努めるものとする。
- ・区域界については、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により設定す

るよう努めるものとする。

指定区分

ア. 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、山麓から山頂一帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

多様な鳥獣が生息する地域

鳥獣の生息密度の高い地域

植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

天然林、林相地形が変化に富む地域、溪流又は沼沢を含む地域、餌となる動植物が豊富な地域

イ. 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、休息又はねぐらとするための後背地、又は水面等も可能な限り含めるものとする。

現在、県内において渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域

かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

ウ. 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				19年度	20	21	22	23	計(B)	19年度	20	21	22	23	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	19	43	箇 所												
	面積	5,700ha	28,912ha	変動面積												
集 団 渡 来 地	箇所		10	箇 所	1					1	1					1
	面積		14,905ha	変動面積	68ha					68ha	455ha					455ha
身近な鳥獣生息地	箇所		27	箇 所												
	面積		16,723ha	変動面積												
計	箇所		80	箇 所	1					1	1					1
	面積		60,540ha	変動面積	68ha					68ha	455ha					455ha



本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増減	計画終了時の鳥獣保護区
19年度	20	21	22	23	計(D)	19年度	20	21	22	23	計(E)		
													43
													28,912ha
												1	11
												523ha	15,428ha
													27
													16,723ha
												1	81
												523ha	61,063ha

鳥獣保護区の指定計画

集団渡来地の保護区

年度	保護対象鳥獣名	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	公有水面の占有率	備考
平成19年度	カモ類 (マガモ, カルガモ他), オオハクチョウ, コハクチョウ, オオバン他	桜川市	羽 黒	68ha	10年	4.4%	羽黒銃猟禁止区域の指定替え
合計			1箇所	68ha			

既指定鳥獣保護区の変更計画

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	設定面積の異動(ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考	
				異動前の面積	異 動 積 面	異動後の面積				
平成19年度	森林鳥獣生息地	水戸	期間更新	1,500 ha	ha	1,500 ha	19年11月1日から29年10月31日まで			
		親沢	同上	137		137	同上			
		ガンマーフィールド	同上	140		140	同上			
		新治	同上	240		240	同上			
	集団渡来地	北浦	同上		700		700	同上		
		牛久沼	同上		1,244		1,244	同上		
		江戸崎	拡大		1,013	455	1,468	19年11月1日から23年10月31日まで		
身近な鳥獣生息地	八溝	期間更新		346		346	19年11月1日から29年10月31日まで			
	高鈴	同上		476		476	同上			
計		9箇所		5,796	455	6,251				

年 度	指定区分	鳥獣保 護区名	変更 区分	指定面積の異動(ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前 の面積	異 動 積	異動後 の面積			
平成20年度	森林鳥獣生 息地	竜神峡	期間 更新	293 ha		293 ha	20年11月1日から 30年10月31日まで		
		湯袋	同上	220		220	同上		
	身近な鳥獣 生息地	新治ふるさ との森	同上	18		18	同上		
		上池台	同上	64		64	同上		
		柏田	同上	130		130	同上		
		小坂	同上	60		60	同上		
計		6箇所		785		785			
平成21年度	森林鳥獣生 息地	定波	期間 更新	222		222	21年11月1日から 31年10月31日まで		
	身近な鳥獣 生息地	下根	同上	120		120	同上		
		牛久自然観 察の森	同上	100		100	同上		
		三和	同上	292		292	同上		
計		4箇所		734		734			
平成22年度	森林鳥獣生 息地	高帽山	期間 更新	2,030		2,030	22年11月1日から 32年10月31日まで		
		小里	同上	520		520	同上		
		水府	同上	810		810	同上		
		御前山	同上	1,990		1,990	同上		
		鉾田	同上	600		600	同上		
		筑波山	同上	1,166		1,166	同上		
		浮島	同上	300		300	同上		
	集団渡来地	伊師浜	同上	35		35	同上		
		菅生沼	同上	930		930	同上		
	身近な鳥獣 生息地	ひたち海浜 公園	同上	469		469	同上		
計		10箇所		8,850		8,850			

年 度	指定区分	鳥獣保 護区名	変更 区分	指定面積の異動(ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前 の面積	異 動 積	異動後 の面積			
平成23年度	森林鳥獣生 息地	東海	期間 更新	408		408	23年11月1日から 33年10月31日まで		
		内原	同上	566		566	同上		
		佐白山	同上	557		557	同上		
		鹿島	同上	1,600		1,600	同上		
		歩崎	同上	970		970	同上		
		上野沼	同上	2,226		2,226	同上		
		小栗	同上	223		223	同上		
		下妻	同上	2,322		2,322	同上		
	集団渡来地	牛堀地先	同上	1,125		1,125	同上		
		高浜入	同上	460		460	同上		
		江戸崎	同上	1,468		1,468	同上		
	身近な鳥獣 生息地	水原	同上	250		250	同上		
		総和	同上	260		260	同上		
計		13箇所		12,435		12,435			
合 計		42箇所		28,600	455	29,055			

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

特別保護地区は、9次計画までに8箇所1,280ヘクタールを指定しているが、本計画においては、期間満了となる特別保護地区については原則として再指定することとする。

また、特に良好な生息環境の確保が求められる集団渡来地については、鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持にも資することから、特別保護地区の指定に向けて関係団体等との調整を進めるものとする。

さらに、集団渡来地の鳥獣保護区内の特別保護地区については、人の出入り、車両の乗り入れ等により鳥獣の生息、繁殖に悪影響が生じる恐れがある場合には、特別保護指定区域として指定するよう努めるものとする。

特別保護地区の指定（再指定を含む。）に当たっては、野生鳥獣の専門家、関係市町村、農林水産業団体、県猟友会支部、自然保護団体等地域の関係者の合意形成に努めるものとする。

なお、指定期間は、原則として鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとする。

特別保護地区：鳥獣保護区内にあって、鳥獣の保護又は生息地の保全のため、建築物の建設、水面の埋め立て、干拓及び木竹の伐採等を制限する地域（環境大臣又は知事が指定）。

特別保護指定区域：特別保護地区内にあって、人の立入り、車両の乗入れ等によって鳥獣の生息や繁殖に悪

影響が生じるおそれがある区域において、それらの行為を制限する区域（環境大臣又は知事が指定）。

(2) 特別保護地区の指定計画

区 分	特別保護地区 指定の 目標	既指定 特別保護 地区		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定を含む)						本計画期間に区域拡大する 特別保護地区					
				19年度	20	21	22	23	計	19年度	20	21	22	23	計
森林鳥獣 生息地	箇所	7	箇 所				2	4	6						
	面積	345ha	変動面積				191ha	140ha	331ha						
集 団 渡 来 地	箇所	1	箇 所												
	面積	935ha	変動面積												
計	箇所	8	箇 所				2	4	6						
	面積	1,280ha	変動面積				191ha	140ha	331ha						

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる 特別保護地区 (再指定も含む)						計画期間中 の 増 減	計画終了時の 特別保護地区
19年度	20	21	22	23	計	19年度	20	21	22	23	計		
									2	4	6		7
									191ha	140ha	331ha		345ha
													1
													935ha
									2	4	6		8
									191ha	140ha	331ha		1,280ha

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特 別 保 護 地 区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区 名 称	面積	指定期間	指定 面積	指定期間	指定 面積	指定 期間	
平成22年度	森林鳥獣 生息地	御前山	1,990ha	平成22年11月1日から 平成32年10月31日まで	82ha	平成22年11月1日から 平成32年10月31日まで	ha		再指定
		筑波山	1,166ha	同上	109ha	同上			同上
計		2箇所	3,156ha		191ha				
平成23年度	森林鳥獣 生息地	東海	408ha	平成23年11月1日から 平成33年10月31日まで	24ha	平成23年11月1日から 平成33年10月31日まで			再指定
		内原	566ha	同上	15ha	同上			同上
		佐白山	557ha	同上	31ha	同上			同上
		鹿島	1,600ha	同上	70ha	同上			同上
計		4箇所	3,131ha		140ha				
合 計		6箇所	6,287ha		331ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の減少状況、狩猟者の入り込み数等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に指定するものとし、その指定に当たっては、農林水産業の関係者、地域住民等の理解が得られるよう留意するものとする。

また、特定鳥獣保護管理計画の指定区域にあつては、特定鳥獣の狩猟を行うことが出来る特例休猟区の指定を進めるものとする。

なお、指定期間は2年とする。

(2) 休猟区の指定計画

年度	休 猟 区 指定所在地	休 猟 区 名 称	指定面積	指定期間	備考
平成 19 年度	水戸市, 茨城町	長岡	1,620 ha	平成19年11月1日から 平成21年10月31日まで	
	阿見町	阿見	3,535	同上	
計		2箇所	5,155		
平成 20 年度	小美玉市	美野里第2	1,467	平成20年11月1日から 平成22年10月31日まで	
	小美玉市	小川	1,986	同上	
	稲敷市	桜川	797	同上	
	常総市	水海道西	816	同上	
	下妻市, 常総市, 八千代町	八千代南	4,388	同上	
計		5箇所	9,454		
平成 22 年度	小美玉市	美野里第3	2,371	平成22年11月1日から 平成24年10月31日まで	
	小美玉市	小川西	1,300	同上	
	常総市	水海道	1,723	同上	
	結城市, 古河市, 八千代町	八千代北	4,340	同上	
計		4箇所	9,734		
平成 23 年度	茨城町	中石崎	361	平成23年11月1日から 平成25年10月31日まで	
	稲敷市	東	447	同上	
計		2箇所	808		
合計		13箇所	25,151		

## (3) 特例休猟区の指定計画

年度	特例休猟区 指定所在地	特例休猟区 名 称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備考
平成 19 年度	大子町	花瓶山	2,460 ha	平成19年11月1日から 平成21年10月31日まで	イノシシ	
	常陸太田市	里美	1,800	同上	同上	
	日立市	多賀	2,140	同上	同上	
	常陸大宮市	美和山方	3,100	同上	同上	
	常陸太田市	常陸太田	1,100	同上	同上	
計		5 箇所	10,600			
平成 20 年度	大子町	南山	2,460	平成20年11月1日から 平成22年10月31日まで	同上	
	北茨城市	北茨城東	2,900	同上	同上	
	高萩市, 日立市	高原	1,627	同上	同上	
	高萩市	土岳	1,215	同上	同上	
	常陸太田市	大中	1,280	同上	同上	
	常陸太田市, 常陸大宮市	大宮金砂郷	1,684	同上	同上	
計		6 箇所	11,166			
平成 21 年度	大子町	西金	790	平成21年11月1日から 平成23年10月31日まで	同上	
	常陸太田市	徳田	1,900	同上	同上	
	日立市	中里	1,290	同上	同上	
	常陸大宮市	野上原	1,888	同上	同上	
	常陸大宮市	大宮御前山	1,290	同上	同上	
計		5 箇所	7,158			
平成 22 年度	大子町	北吉沢	1,180	平成22年11月1日から 平成24年10月31日まで	同上	
	北茨城市	北茨城南	2,400	同上	同上	
	高萩市	君田	2,536	同上	同上	
	常陸太田市	小菅	560	同上	同上	
	常陸太田市	金砂郷	1,406	同上	同上	
計		5 箇所	8,082			
平成 23 年度	大子町	芦野倉	1,450	平成23年11月1日から 平成25年10月31日まで	同上	
	常陸太田市	折橋	2,000	同上	同上	
	日立市	日立	1,921	同上	同上	
計		3 箇所	5,371			
合計		24箇所	42,377			

## 4 指定猟法禁止区域の指定等

## (1) 指定の方針

本県ではこれまで、鉛製銃弾の使用を禁止する地区として、桜川指定猟法禁止区域を無期限で指定している

ところである。

鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、その鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 許可の方針

桜川指定猟法禁止区域内における鉛製銃弾の使用は原則として許可しないこととする。

5 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の区域界が明らかになるよう標識等を設けるなど管理のための施設を整備するとともに、鳥獣保護員を配置し定期的な巡視を行うよう努めるものとする。

また鳥獣の観察に適する場所においては、市町村等の協力を得ながら、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路や観察舎等の利用施設の整備に努めるものとし、人と野生鳥獣とのふれあいを創出し環境教育の場としての活用を図る。

さらに、鳥獣保護区の指定後の環境変化により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合には、給餌・給水施設等の設置などにより生息環境の改善に努めるものとする。

なお、事業の実施にあたっては、野生鳥獣の人への依存を助長することのないよう配慮するものとする。

(2) 整備計画

管理施設の設置

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
標識類の整備	鳥獣保護区及び特別保護地区の必要な箇所に制札や補助表示板を設置する。				

利用施設の整備

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
観察路、観察舎等の整備	必要に応じ、鳥獣の観察に適する場所に市町村等の協力を得ながら整備に努める。				

調査、巡視等の計画

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
管理のための調査等の実施	鳥獣保護員等により鳥獣保護区の巡視及び生息環境の調査を行う。				

(3) 保全事業の計画

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給餌、給水施設等の整備	必要に応じ、身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区を中心に、愛鳥モデル校等の協力を得ながら整備に努める。				

第五 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

## (1) 方針

放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等の人工増殖については、人工繁殖業者等に対し次の点に配慮するよう指導するものとする。

県の放鳥計画に対応する優良種の羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。

近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。

地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする場所に元来生息する個体（同一亜種に限る。）のみを繁殖対象とすること。

## (2) 人工増殖計画

年 度	希少鳥獣等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥 獣 名	指 導 方 法	
平成19年度～ 平成23年度	-	-	キジ、 ヤマドリ	相手方：茨城県日本キジ・ヤマドリ養殖組合等 指導方法：巡回指導等 指導内容：地域個体群交雑防止に関する助言	

## 2 放鳥獣

## (1) 方針

人工増殖したキジ及びヤマドリについて、県の放鳥計画に基づき県猟友会の協力を得ながら実施する。放鳥場所は、休猟区を中心にその生息適地であって増加を図るため必要と認められる箇所とする。その際、次の事項に留意し放鳥を行うものとする。

放鳥に当たっては、必要に応じて、キジ、ヤマドリ等の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。

人、他の鳥獣に対する病原体を保有するおそれのある鳥類が生息する地域内から放鳥用の個体を捕獲しないこと。

放鳥する鳥類が、生息地及び餌の競合、病原体の伝搬等により既に生息している鳥類に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。

特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥用のキジ及びヤマドリ等を育成する業者等に対し、衛生管理の徹底や個体の健康状態の確認等を要請するとともに、放鳥事業を一時的に見合わせることをとする。

放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に元来生息する亜種を放鳥すること。

放鳥する鳥類については、標識を付すこと。

放鳥については生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、行わないよう関係団体等に対し指導する。

また、移入鳥獣（国内の他地域から導入された鳥獣を含む。）の放鳥獣についても在来種との交雑、生息地や餌の競合等により生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあるため行わないよう指導するものとする。

## (2) 放鳥計画

種類名	放鳥の地域	平成19年度～平成23年度
キジ	休 猟 区	60箇所 2,350羽 / 年
	そ の 他	50箇所 1,020羽 / 年
	計	110箇所 3,370羽 / 年
ヤマドリ	休 猟 区	10箇所 300羽 / 年



第六 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務遂行の場合

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

2) 傷病により保護を要する鳥獣を保護する場合

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

3) 博物館、動物園その他これに類する施設において展示を目的とする場合

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

4) 養殖している鳥類の過度の近親交配を防止する場合

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

5) 鵜飼漁業への利用を目的とする場合

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合

6) 伝統的な祭礼行事等に用いる場合

7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる場合

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。

獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。ただし、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合はこの限りでない。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イノシシの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則としてワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。ただし、捕獲個体の損傷軽減措置が図られる等適正な使用が確保されると認められる場合はこの限りでない。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、広域的な見地からの判断の必要性及び市町村における保護管理体制を勘案し、必要に応じ市町村への捕獲許可権限の委譲について検討するものとする。

また、次の鳥獣（18種）に係る有害捕獲許可権限については引き続き市町村に委譲し、法令、本計画及び「有害鳥獣捕獲許可事務実施要領」等に従って適切に事務が遂行されるよう助言するものとする。また、県への許可事務の執行状況報告が適切に行われるよう指導するものとする。

また、権限を委譲する種については、鳥獣の生息状況や被害等の発生状況のほか、市町村の体制等を勘案したうえで、必要に応じ見直しを行うものとする。

カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ノウサギ、タヌキ、キツネ、ハクビシン、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故が発生しないよう万全の対策を講じるよう指導するものとする。

また、事前に地域住民等へ周知させるとともに鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯させるものとする。

わなの使用に当たっては、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕

獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあつては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。)

有害鳥獣捕獲の場合にあつては、必要に応じて捕獲等の現場に立ち会う等捕獲等が適正に行われるよう対処するものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等の修理方法については、申請の際に明らかにするよう指導するものとする。

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあつては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲に要した人数・時間等について、写真又はサンプルを添えて報告を求めることとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあつては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

(9) 保護の必要性が高い種に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう指導するものとする。

2 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

研究の目的及び内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数 (羽, 頭, 個)

期間

1年以内

区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域 (特定猟具を使用する場合) 及び規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 1) 法第12条第 1 項又は第 2 項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 原則として殺傷又は損傷 (以下「殺傷等」という。) を伴う捕獲は行わないこと。

鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

## (2) 標識調査 (環境省足環を装着する場合)

許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者 (委託を受けた者から依頼された者を含む。)

鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にとっては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にとっては、同各1,000羽以内、その他の者にとっては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

期間

1年以内

区域

原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域を除く県内全域。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

## 3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

### (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

## (2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

### 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、カルガモ、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、カラス類及びイノシシを対象とし、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。

予察表の作成に当たっては、過去 5 年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数に上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

また、特定計画の対象地域における予察捕獲は、特定計画に基づく数の調整に資するものであるから、市町村における捕獲数を定期的に把握するなどして、特定計画における捕獲目標数との整合性を図るものとする。

予察表

加害鳥獣	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		予察捕獲許可対象	その他		
カルガモ	野菜, レンコン, 水稲	←	→												常陸大宮市, 常陸太田市, 小美玉市, 土浦市, 石岡市, かすみがうら市, 稲敷市, 河内町			
ヒヨドリ	果樹, 野菜				←	→									日立市, 筑西市, 下妻市, 鹿嶋市, 八千代町		生活被害	
スズメ	水稲	←						→							北茨城市, 高萩市, 日立市, 城里町, 稲敷市, かすみがうら市, 常総市			
ムクドリ	果樹, 野菜				←	→									日立市, 鹿嶋市, 土浦市, つくば市, かすみがうら市, 筑西市, 下妻市, 常総市, 八千代町		生活被害	
カラス類	水稲, 麦類, 豆類, 飼料作物, 果樹, 野菜, ソバ	←													県内全域		生活被害	
	送電線	←	→											↔	県内全域			
ドバト	水稲, 豆類, 飼料作物	←													神栖市, 行方市, 取手市, 稲敷市, 利根町, 常総市		生活被害	
ハクビシン	果樹, 野菜		←	→											日立市, 常陸大宮市, つくば市		生活被害	
イノシシ	水稲, イモ類, 果樹, 野菜, ソバ	←						→							↔	水戸市, 日立市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 常陸大宮市, 大子町, 城里町, 土浦市, つくば市, かすみがうら市, 石岡市, 桜川市		

## (3) 鳥獣の適正管理の実施

## 方針

サギ類, カルガモ, ヒヨドリ, スズメ, ムクドリ, カラス類, ドバト, カワウ, ハクビシン及びイノシシについて, 過去の被害状況, 捕獲実績, 生息状況等の情報収集を行い, 市町村や研究機関等との連携を図りながら効果的な被害等の防除方法の確立に努めるものとする。

防除方法の検討, 個体数管理の実施等の計画

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討, 個体数管理の実施等	備 考
サギ類, カルガモ, ヒヨドリ, スズメ, ムクドリ, カラス類, ドバト, カワウ, ハクビシン, イノシシ	19 ~ 23	・情報収集 (被害状況, 捕獲方法, 試験, 調査等) 及びその解析 ・市町村等との連携を図り, 協力体制の整備 ・必要に応じた情報提供	・本県における調査資料 ・国, 他の自治体等における調査資料 ・市町村に対するアンケート調査

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は, 被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し, その結果, 被害等が生じているか又はそのおそれがあり, 原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

狩猟鳥獣, カワラバト (ドバト), カワウ以外の鳥獣については, 被害等が生じることは稀であり, 従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ, これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては, 被害の実態を十分に調査するとともに, 捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど, 特に慎重に取り扱うものとする。

なお, 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても, 特に慎重に取り扱うものとする。

また, 外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合にあっては, 当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため, 積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

許可基準

1) 許可対象者

原則として, 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であって, 銃器 (装薬銃) を使用する場合は第 1 種銃猟免許を所持する者 (空気銃を使用する場合にあっては第 1 種銃猟又は第 2 種銃猟免許を所持する者), 銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持するものとする。また, 捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

さらに, 捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに, 被害地域間で捕獲実施時期を合わせる等共同してより効率的な捕獲が行われるよう指導するものとする。

なお, 法人 (法第 9 条第 8 項に規定する「国, 地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。) に対する許可に当たっては, 従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。

また, 法人に対しては, 指揮監督の適正を期するため, それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに, 従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

2) 鳥獣の種類・数

ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は, 現に被害等を生じさせ, 又はそのおそれのある種とする。

イ 鳥類の卵の採取等の許可は, 原則として次の a 又は b に該当する場合のみ対象とするものとする。

a 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり, 卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

b 建築物等の汚染等を防止するため, 巣を除去する必要があるため, 併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。

### 3) 期間

ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として銃器を使用する場合にあっては1月以内、それ以外の場合にあっては3月以内とし、被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

ウ 狩猟期間中及びその前後15日間における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがあるため、原則として許可しないこととする。

エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

### 4) 区域

ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は捕獲の効果があげられる必要最小限の区域とする。この場合において個人による有害鳥獣捕獲の場合は被害等を受けた者の住宅や果樹園等排他的に管理できる区域とする。

イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、市町村を越えて共同して捕獲を行う等、広域的、効果的な取組を市町村に助言するものとする。

ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。特に、集団渡来地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあっては、原則として許可しないものとする。

エ 囲いや作物のある土地等における有害鳥獣捕獲については占有者等の同意を、また猟区内における駆除については猟区設定者の承認を得よう指導するものとする。

オ 慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等を重点的に実施するとともに、特例休猟区制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

### 5) 方法

ア 有害鳥獣捕獲の方法は、従来の捕獲実績を考慮し、法令により禁止されている猟具、猟法の使用以外で最も効果のある方法とする。ただし、安全性の確保が可能な方法であって、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りでない。

イ 個人による有害鳥獣捕獲の場合は、原則として銃器以外の方法に限るものとする。

ウ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。

エ 鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域にあっては鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。



オ 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生原因となる恐れのある場合には原則として許可しないものとする。

(5) 有害鳥獣捕獲の体制の整備

方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

1) 捕獲隊の編成

イノシシ等の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域において、銃器を使用して有害鳥獣捕獲を実施する場合は、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するものとする。

2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携し円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、県関係部局、関係機関等との連携の強化に努めるとともに、地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう市町村に助言するものとする。

3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域にあつては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握、防除技術の普及、被害対策の実施体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の一般への情報提供等を行い、効果的な被害防止が図られるよう市町村に助言するものとする。

4) 人が排出する生ごみ等への依存が鳥獣による被害等の誘因となっていることに鑑み、被害等の未然防止

の観点から、生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係機関や県民への周知徹底を図るものとする。

捕獲隊編成指導の対象鳥獣及び対象地域

対 象 鳥 獣 名	対 象 地 域	備 考
イノシシ、カラス その他必要な種	被害発生地域	

指導事項の概要

1) 捕獲隊は、原則として市町村単位に1隊とする。ただし、当該市町村内で捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

2) 捕獲隊には、隊を代表し、捕獲従事者を統轄できる代表者（正副各1名）を選任していること。

3) 捕獲隊の構成員は、加害鳥獣の生息状況、行動範囲、捕獲数等を考慮して、捕獲を実施するために必要な最小限の人数とし、おおむね20人以内を原則とする。

4) 捕獲隊の代表者（以下「隊長」という。）は、原則として駆除区域の所轄猟友会の支部長を充てるものとするが、分会制をおく支部においては分会長を充てることができるものとする。

5) 捕獲従事者は、目的とする鳥獣の捕獲技術に優れ、有害鳥獣捕獲のための出勤が可能であり、安全かつ適切に捕獲することができる者とする。このため、関係法令や鳥獣の種類、捕獲方法、捕獲地域の状況等に精通した者がふさわしく、狩猟免許を所持することのほか次のすべての要件を備えているものとする。

ア 原則として、被害等の発生している地域と同一の市町村に居住している者であること。ただし、共同捕獲において、他の市町村から協力を求める必要があると隊長が判断し、同一市町村以外の支部長と協議が整ったときは、この限りでない。

イ 原則として、申請日前5年以上の狩猟歴を持ち、かつ、3年以上継続して狩猟者登録を受けている者であること。ただし、その者の所有する果樹園等において有害鳥獣捕獲を行う場合にあっては、この限りでない。

ウ 過去において狩猟事故や違反がなく、人格円満な者であること。

エ 捕獲依頼に応じて随時捕獲活動に従事することができ、かつ、狩猟者保険等に加入しており、狩猟事故による損害賠償能力を備えている者であること。

オ 市町村又は法人が実施する捕獲隊による共同捕獲の場合は、県猟友会支部長(分会制をおく支部にあっては分会長)が推薦する者であること。

6) 被害等の発生状況に応じて、共同捕獲又は単独捕獲による捕獲方法が適切に選択されていること。

#### 4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

##### (1) 鳥獣の保護に係る行政事務遂行の場合

許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）

鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽，頭，個）

期間

1年以内

区域

申請者の職務上必要な区域

方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

##### (2) 傷病により保護を要する鳥獣を保護する場合

許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者

鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽，頭，個）

期間

1年以内

区域

必要と認められる区域

方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

##### (3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示を目的とする場合

許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者

鳥獣の種類・数

必要最小限の種類及び数 (羽, 頭, 個)

期間

6ヶ月以内

区域

原則として, 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし, 特に必要が認められる場合は, この限りでない。

方法

原則として, 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし, 他の方法がなく, やむを得ない事由がある場合は, この限りでない。

(4) 養殖している鳥類の過度の近親交配を防止する場合

許可対象者

本県に居住する者であって, 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者

鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数 (羽, 個) とし, 放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。

期間

6ヶ月以内

区域

原則として, 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く県内全域。ただし, 特に必要が認められる場合は, この限りでない。

方法

網, わな又は手捕

(5) 鵜飼漁業への利用を目的とする場合

許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者

鳥獣の種類・数

必要最小限

期間

6ヶ月以内

区域

原則として, 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く県内全域。ただし, 特に必要が認められる場合は, この限りでない。

方法

手捕。ただし, 他に方法がなく, やむを得ない事由がある場合は, この限りでない。

(6) 伝統的な祭礼行事等に用いる場合

許可対象者

祭礼行事, 伝統的生活様式の継承に係る行為 (いずれも, 現在まで継続的に実施されてきたものに限る。) の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者 (登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により, 当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)

鳥獣の種類・数

必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣することとする。(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)

期間

1ヶ月以内

区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く県内全域。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる場合

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。

第七 特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟に伴う危険を予防するための区域「特定猟具使用禁止区域(銃猟)」

従前の「銃猟禁止区域」は、市街地、学校などの公共施設の周辺、住民の散策や野外レクリエーションの場として利用されている公園等を対象に、192箇所57,423ヘクタールを設定(第9次計画終了時)している。

本計画においては、従前の「銃猟禁止区域」を特定猟具使用禁止区域(銃猟)に移行させるとともに、期間満了となる区域については、原則として指定期間を更新するものとする。

また、銃猟による事故が頻発している地区又は事故の発生のおそれのある地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)については、引き続き特定猟具使用禁止区域(銃猟)の指定に努めていくものとする。

なお、指定期間については、20年とする。

わな猟に伴う危険を予防するための区域「特定猟具使用禁止区域(わな猟)」

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域について指定するものとする。

指定期間については、20年とする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定 猟具使用 禁止区域		本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大す る特定猟具使用禁止区域					
				19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	計	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	計
銃猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所	192	箇所							1					1
	面積	57,423 ha	面積							4 ha					4 ha
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所		箇所												
	面積		面積												

		本計画期間に区域減少する 特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満 了により消滅する特定猟具使用 禁止区域						計画期 間中の 増減 (減: )	計画終了 時の特定 猟具使用 禁止区域
		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	計	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	計		
銃猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所	1					1	1					1	1	191
	面積	455 ha					455 ha	68 ha					68 ha	519 ha	56,904 ha
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所														
	面積														

## (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(銃猟)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(わな猟)	指定面積	指定期間	備考
平成19年度	ひたちなか市	三反田	612 ha	平成19年11月1日～平成39年10月31日	再指定					
	土浦市	土浦南	82	同上	同上					
	つくば市	東光台団地	100	同上	同上					
	つくば市	荃崎	392	同上	同上					
	坂東市	矢作	100	同上	同上					
	笠間市	稲田・福原・本戸	227 (4)	平成19年11月1日～平成22年10月31日	拡大					
	稲敷市	高田(古渡から名称変更)	311 (455)	平成19年11月1日～平成27年10月31日	縮小					
	桜川市	羽黒	0 (68)	-	廃止					
計		8箇所	1,824 (519)							
平成20年度	水戸市, 茨城町	小吹	390	平成20年11月1日～平成40年10月31日	再指定					
	石岡市	吉生	25	同上	同上					
計			415							
平成21年度	つくば市	荃崎南	250	平成21年11月1日～平成41年10月31日	再指定					
計		1箇所	250							
平成22年度	笠間市	稲田・福原・本戸	227	平成22年11月1日～平成42年10月31日	再指定					
	桜川市	西飯岡	282	同上	同上					
	坂東市	辺田・下出島	26	同上	同上					
計		3箇所	535							
平成23年度	ひたちなか市	はにわ公園	195	平成23年11月1日～平成43年10月31日	再指定					
	潮来市	築地	120	同上	同上					
	石岡市	柿岡	70	同上	同上					
	取手市	取手	6	同上	同上					
計		4箇所	391							
合計		18箇所	3,415 (519)							

2 猟区設定のための指導

(1) 方針

第9次計画終了時において、桜川市猟区1箇所が設定されているが、平成21年10月31日をもって期間が満了する。

第10次計画では、猟区において狩猟鳥獣の捕獲等を行える期間が延長されることから、地方公共団体のみならず民間の創意工夫を取り入れた猟区の設定を進め、秩序ある狩猟の場の提供を推進する。

(2) 設定指導の方法

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実現を図る観点から、設定の認可に当たっては、次の点を十分考慮し指導するものとする。

狩猟免許を受けている者や県猟友会からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。

会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、本県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

隣接地で保護され繁殖している鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

(3) その他

猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟団体等とも連携した取組を進めるものとする。

第八 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

本県では、県北山間地域や筑波山周辺を中心にイノシシによる農作物等の被害が拡大したことから、平成17年9月、イノシシに係る特定鳥獣保護管理計画を策定し、猟期の延長や一斉捕獲の実施等の措置を講じてきたところである。

当該特定計画は平成19年3月をもって終期を迎えることから、第10次計画では当該特定計画の達成状況を評価するにあたり、2カ年分の捕獲データを収集・分析する必要があることから、計画期間を平成19年9月末まで延長し、評価の結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うこととする。

近年、生息分布が拡大し内水面漁業等への被害が深刻化しているカワウについては、県域を越えた対策が必要であることから、平成17年5月に1都9県による関東カワウ広域協議会が設置され、一斉追い払いや一斉モニタリング等の広域的な被害防除対策を実施している。また、本県のカワウ対策を進めるため平成17年9月に茨城県カワウ対策協議会を設置し、カワウの生息調査や捕獲による捕食状況調査のほか、広域協議会と連携した一斉追い払い等を実施してきたところである。今後は、カワウを適正な個体数に誘導する必要があることから、当計画では、カワウの生息数や生息密度、生息環境、被害状況等のデータ集積を進め、保護管理計画の策定について検討することとする。

2 策定計画

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
H20～21年度を目標	内水面漁業等への被害対策	カワウ	H20(21)～23年度	県内全域	広域保護管理指針との調整

## 第九 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

## 1 基本方針

鳥獣保護事業を実施するうえで必要な資料を得るため、次の調査を実施する。また、県自然博物館や国の研究機関、保護団体等と連携しつつ、調査研究体制の整備に努めるものとする。

なお、各種調査の実施に当たっては、その情報を5kmメッシュ又は1kmメッシュ(国土標準3次メッシュ)を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図っていくものとする。

さらに、調査により得られた情報については、可能な範囲内においてインターネット等を利用した情報提供を行い、鳥獣保護思想の普及啓発に努めるものとする。

海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類等については、これまで情報の集積が少ないことから、関係機関と連携し、学術研究や被害対策調査の結果など既存資料の収集に努めることとする。

## 2 鳥獣保護対策調査

## (1) 方針

本県に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査を行い、保護事業を進めるうえでの基礎資料とする。

## (2) 野生鳥獣生息分布調査(5年毎)

本県に生息するすべての鳥獣を対象に、その分布、繁殖の状況、出現の季節等について調査を実施し、生息分布図を作成するとともに、これまでの調査結果をもとに分布動向の変化を把握するものとする。

また、調査の方法は、現地調査、既存資料の整理と活用、県民等へのアンケート調査、聞き取り調査等とし、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

なお、専門的な知識が少なくても一般的に識別しやすい種については、鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、必要に応じ県民のボランティアによる調査を実施するものとする。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
全鳥獣	H22～H23	生息分布、繁殖の有無、出現の季節、分布図作成等	県内全域	適期

## (3) 希少鳥獣等保護調査

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の分布、生息数、生息環境、生態等を調査する。これにより、生息環境の変化や開発等による影響、生息数の増減傾向及びその原因を把握し、保護対策を進めるうえでの基礎資料とする。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
シラコバト	H19	生息数調査、分布図作成等	県西地域	適期
サギ類	H20～H21	コロニーの実態調査	県内全域	適期
チュウヒ	H23	生息数調査、分布図作成等	鹿行地域	適期

## (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

鳥類の渡来地における越冬状況を明らかにするため、毎年1月中旬に実施される全国一斉調査を実施する。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内主要湖沼等	H19～H23	定点、定線調査等による生息数調査	1月中旬実施



(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定及び管理を行うため、既指定の鳥獣保護区等や新規指定の候補地における鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を実施する。なお、被害等の調査に当たっては関係市町村や自然保護団体等の協力を得て行うものとする。

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
・既指定鳥獣保護区等 ・新規指定候補地	H19～H23	鳥獣生息調査，環境調査，被害等調査	

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を図るため、狩猟鳥獣生息調査、放鳥効果測定調査等を第9次計画に引き続き実施するものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

イノシシ猟を行う狩猟者に対しアンケートを実施し、捕獲位置情報や捕獲個体の性別、捕獲年月日等できる限り詳細な捕獲データを収集する。また、イノシシの有害捕獲を実施した市町村に協力を求め、捕獲した個体に関するデータを収集し、特定鳥獣保護管理計画改定等の基礎資料とする。

対象鳥獣名	調査年度	調査内容，調査方法	備考
イノシシ	H19～H23	・イノシシ生息調査（イノシシ出猟カレンダー） 捕獲位置情報，捕獲年月日，個体性別等 ・イノシシ，イノブタ捕獲調査 捕獲個体の性別，外部計測値等	狩猟者へのアンケート 有害捕獲実施市町村

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥するキジ及びヤマドリに標識（足環）を付し、回収された標識情報を分析することにより、放鳥した地域での定着割合等を明らかにする。

対象鳥獣名	調査年度	放鳥数	標 識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	H19～H23	16,850羽	足 環	5,055個	狩猟者からの足環回収報告調査	
ヤマドリ	H19～H23	1,500羽	足 環	500個	同上	

(4) 狩猟実態調査

初猟日及び狩猟期間におけるキジ、ヤマドリ等の目撃状況等や県内の主な出猟場所等について狩猟者にアンケートを行い、狩猟の実態を把握する。

対象鳥獣名	調査年度	調査内容，調査方法	備考
キジ,ヤマドリ, カモ, キジバト, イノシシ	H19～H23	狩猟者に対するアンケート調査 出猟日数，出猟場所，生息数の増減傾向等	

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

近年、フンによる悪臭や鳴き声による騒音など生活環境への被害を生じさせているサギ類やムクドリ等につ

いて、被害の発生状況や生息分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査するとともに、市町村等に寄せられた被害情報等の把握に努めるものとする。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ヒヨドリ、ムクドリ、カラス、ハクビシン等	H19～H23	・相談情報の整理 ・鳥獣保護員による調査 ・市町村等からの聞き取り調査	
バン類	H22	生息数調査、分布図作成等	

第十 鳥獣保護事業の普及啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

鳥獣は自然を構成する大切な要素であり、生態系の維持、生物多様性の保全上重要な役割を担っているとともに、人間の生活に欠くことのできないものである。

このため、鳥獣に対する理解を深め、県民に対する鳥獣保護思想の普及・啓発を図るため、次の事業を実施するよう努める。

- ・地域住民による保護活動等の育成指導
- ・パンフレット、リーフレット等の配布（通年）
- ・鳥獣センターにおけるパネル等の展示（通年）
- ・図書・ビデオの貸出（通年）
- ・巣箱の譲与や必要に応じた探鳥会の開催等（通年）

また、愛鳥週間には、愛鳥モデル校や子どもエコクラブ等と協力しながら探鳥会や講演会、食餌植物の植栽等の実施に努めるものとする。

(2) 愛鳥週間行事等の計画

区 分	平成19年度～平成23年度	備考
愛鳥週間行事	探鳥会、講演会、食餌植物の植栽等 保護団体等と協力した普及啓発事業の開催	
そ の 他	愛鳥週間ポスター入選作品等の展示	

2 野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により県民が親しく鳥獣に接する喜びを体得することができるよう、市町村等の協力を得ながら、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等の整備に努めるものとする。

3 愛鳥モデル校の指定

(1) 方針

鳥獣保護思想の普及の一環として、児童生徒に愛鳥思想の普及啓発を図るため、「茨城県愛鳥モデル校指定要項」（昭和56年 3 月 5 日制定）に基づき、愛鳥モデル校を指定するものとする。

愛鳥モデル校は、主に小・中学校を対象に地域的バランスを考慮して指定するほか、必要に応じ高等学校その他の学校等についても指定するものとする。

(2) 指定期間 3年

(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校には、鳥獣に関する図書、物品等を配布するほか、必要に応じ職員や鳥獣保護員等による指導助言を行うものとする。

(4) 指定計画

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			備 考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小学校	19	4	23	15	4	19	8	4	12	8	4	12	8	4	12	
中学校	4	1	5	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	
その他の学校等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	23	5	28	17	5	22	10	5	15	10	5	15	10	5	15	

4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意するものとする。

- ・安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。
- ・観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- ・生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

(2) 年間計画

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対 象 者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
餌付け防止のためのPR								←	→					県、市町村広報誌等による啓発	一般住民

5 法令の普及徹底

(1) 方針

鳥獣保護法等の改正に伴う狩猟免許区分の変更や使用禁止猟具の範囲拡大等について、狩猟者のみならず広く県民に周知を図ることとする。

また、かすみ網やとりもちによる違法捕獲（密猟）が依然として発生していることから、鳥獣の捕獲規制や飼養登録制度等、一般県民に関係のある事項については、県や市町村の広報誌、パンフレットの配布等により周知徹底を図るものとする。

(2) 重点項目

重 点 項 目	実 施 方 法	対 象 者
狩猟制度等の改正	講習会、県ホームページ等	狩猟者等
違法捕獲の防止	ポスター、パンフレット	一般県民、ペットショップ
違法飼養の防止	県広報誌等	剥製業者、ホームセンター等

## 第十一 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

## 1 鳥獣行政担当職員

## (1) 方針

担当職員についてはこれまでと同様に配置するが、鳥獣保護事業の円滑な推進を図るため計画的に研修を行い、専門的な知識の向上を図るよう努めるものとする。

## (2) 設置計画

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 生活環境部環境政策課 自然・鳥獣保護グループ	2	0	2	2	0	2	<鳥獣保護関係> 鳥獣保護対策の企画調整 鳥獣保護区等の指定 鳥獣保護員の任命 傷病鳥獣の救護，放鳥事業の実施 鳥獣捕獲許可及び有害鳥獣捕獲の指導 野生鳥獣の生息基本調査 鳥獣保護団体の指導育成 鳥獣保護思想の普及啓発，愛鳥モデル校の指定 鳥獣センターの管理 <狩猟関係> 狩猟免許，狩猟者の登録（県外者）， 狩猟取締，狩猟者団体の指導 狩猟者研修センターの整備等

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
出先機関 県北地方総合事務所 環境保全課 鹿行地方総合事務所 環境保全課 県南地方総合事務所 環境保全課 県西地方総合事務所 環境保全課		1	1		1	1	<鳥獣保護関係> 鳥獣保護員の管理 傷病鳥獣の救護 有害鳥獣捕獲の指導 鳥獣捕獲許可 鳥獣保護団体の指導育成，鳥獣保護思想の普及啓発 <狩猟関係> 狩猟免許，狩猟者の登録（県内者）， 狩猟取締，狩猟者団体の指導

## (3) 研修計画

名 称	主催	時 期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備 考
野生生物保護研修	環境省	6月～7月	1	全国	1～2名	野生生物保護行政に関する研修	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員は、鳥獣の保護又は狩猟に関する経験と知識を有し、鳥獣の保護への熱意を有する人材から任命し、原則として各市町村に1人以上配置するものとする。また、新たに鳥獣の生息状況の把握及び傷病鳥獣の救護等を担う鳥獣保護員を各地方総合事務所に配置し、県全体で97名とする。

鳥獣保護員の主な任務は、狩猟の取締り、鳥獣保護区の管理のほか、鳥獣の生息状況に関する調査や鳥獣保護思想の普及啓発等であるが、特定鳥獣の保護管理に関する助言・指導や環境教育の推進など新たな活動にも積極的に取組むよう努めることとする。

また研修会の開催や活動マニュアルの作成等により、全員に所要の知識を習得させるものとする。

(2) 設置計画

基準設置数 (A)	平成18年度末		年 度 計 画						計 (C)	充足率 (C / A)
	人員 (B)	充足率 (B / A)	H19	H20	H21	H22	H23			
人	人	%	人	人	人	人	人	人	人	%
97	97	100	97	97	97	97	97	97	97	100

(3) 年間活動計画

事 業 内 容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区・休猟区等の管理	←												→	
狩猟期間中の取締・指導									←	→				
違法捕獲・飼養取締り	←												→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←												→	
傷病鳥獣の救護、鳥獣生息調査	←												→	

(4) 研修計画

名 称	主催	時期	回数 /年	規 模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員 研修	各地方総合事務所 (必要に応じ環境政策課)	4月 10月	1 1	各地方総合事務所 単位 (必要に応じ全県)	97 97	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護及び狩猟に関する法令について</li> <li>鳥獣保護員の職務について</li> <li>鳥獣保護区等の管理について</li> <li>鳥獣保護指導の普及啓発について</li> <li>違法捕獲及び違法飼養について</li> <li>狩猟期間中の取締について</li> </ul>	

3 保護管理の担い手の育成、狩猟者の減少防止対策

(1) 方針

イノシシによる被害が発生している県北山間地域や筑波山周辺の地域においては、その生息状況を把握し、被害等の発生状況を踏まえた適正な個体数管理を行える人材が求められており、その育成及び確保に努めるものとする。

また、保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、県猟友会等の協力を得てアンケート調査等を実施し狩猟者の実態を把握するとともに、狩猟者数の減少防止等のための対策を検討するものとする。

## (2) 実施計画

### 狩猟免許取得推進講習会の実施

鳥獣による農林被害を減少させるため、農業者等によるわなの設置を推進する必要があることから、わな猟免許の新規取得を対象に講習会を実施するものとする。

## 4 鳥獣保護センターの設置

### (1) 方針

茨城県鳥獣センターは、鳥獣保護思想の普及啓発の拠点として昭和44年に開設され、広く県民に利用されており（平成17年度利用者数：約57,500人）、展示鳥の飼養、傷病鳥獣の保護・飼養を行っている。

また、施設の効率的な管理・運営を図るため平成18年度から指定管理者制度を導入したところであるが、委託事業の点検、見直しを定期的実施することとする。

本計画では、老朽化した設備の改修を進めるとともに、傷病鳥獣救護体制の拠点としての鳥獣センターのあり方について検討を進めるものとする。

### (2) 鳥獣保護センターの施設計画

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用方針	備 考
茨城県鳥獣センター	H19～H23	那珂市戸	3.3 ha	管理事務所 展示禽舎 救護禽舎 展示室	傷病鳥獣の保護・飼養 展示鳥の飼養 パネル等の展示	自由観覧 (無料)	改修 那珂鳥獣 保護区内

## 5 取締り

### (1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察本部と協力し、毎年度年間計画を立てて実施するものとする。

また、迅速かつ適正な取締りを行うため、次の方策を講じるものとする。

過去の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとする。

狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

ア 過去数年間において違反の多発区域がある場合は、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

イ 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。

なお、狩猟違反者の処分については、処分要項等を策定し迅速に行うものとする。

特にタカ科（ワシタカ科）の鳥類の違法捕獲、かすみ網の違法な使用、所持及び販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、法第76条の規定に基づき指名される司法警察員により、刑事訴訟法及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行うものとする。

ペットショップ等を対象とした流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとする。

我が国に生息する鳥類を登録票を添付せずに愛がん飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

取締りに必要な機動力を整備するため、鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。

る。

狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図るため、県猟友会の協力を得て定期的な講習会を開催するなど、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。

任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲された地域に放鳥獣するよう努めるものとする。

警察本部との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置し連携強化に努めるものとする。

取締りに際しての情報収集等については、鳥獣保護員や民間団体等との連携・協力を努めるものとする。

(2) 年間計画

事 項	実 施 期 間												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟取締り及び指導										←	→			<ul style="list-style-type: none"> <li>・日の出前、日没後の指導</li> <li>・捕獲制限羽(頭)数</li> <li>・人家密集地等</li> </ul>
違法捕獲取締り	←												→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひな・卵の採取</li> <li>・かすみ網等による違法捕獲</li> </ul>
違法飼養取締り	←												→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かすみ網の所持販売</li> <li>・無許可飼養 ・はく製業者</li> </ul>

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、県においては地方税法における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第十二 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

メジロ、ホオジロなどの違法飼養の取締り及び指導の徹底を図り、野生鳥獣の適正な飼養を進めるものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

違法飼養防止のため、県や市町村の広報誌等により、県民に法令の趣旨の周知徹底を図るほか、鳥獣保護員等による巡回指導を強化するものとする。

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、登録票の交付事務を行っている市町村に対し、次の点に留意し事務を執行するよう助言するものとする。

- 1) 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票(足環)を照合し確認したうえで行うこと。
- 2) 平成元年度の装着許可証(足環装着)制度導入以前から更新されているなどの長期更新をしている個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認したうえで更新を行うこと。
- 3) 装着登録票の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真等により確実に同一個体と認められる場合のみ行うものとする。

4) 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより一人が多数の個体を飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適切な管理に努めるものとする。

## 2 販売禁止鳥獣等

### (1) 方針

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

販売の目的が施行規則第23条に規定する目的に適合すること。

捕獲されたヤマドリが食用品等として販売されることにより違法捕獲が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

### (2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

## 3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

### (1) 方針

鳥獣センターを中心として、市町村、獣医師会、動物園及び自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を図ることとする。

終生飼養及びリハビリテーション等に携わるボランティアなど民間による取組を検討する。

野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣や、野生復帰させることが農林水産業等への被害の原因となるおそれのある傷病鳥獣の取扱いについては、学識関係者、関係機関からなる検討会においてガイドラインを作成し、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるなど適切に対処するものとする。

オオタカ等県版レッドデータブックに記載されている種の保護については、行政機関が主導的に実施するものとする。

油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係機関、団体、ボランティアなど救護体制の整備に努めるものとする。

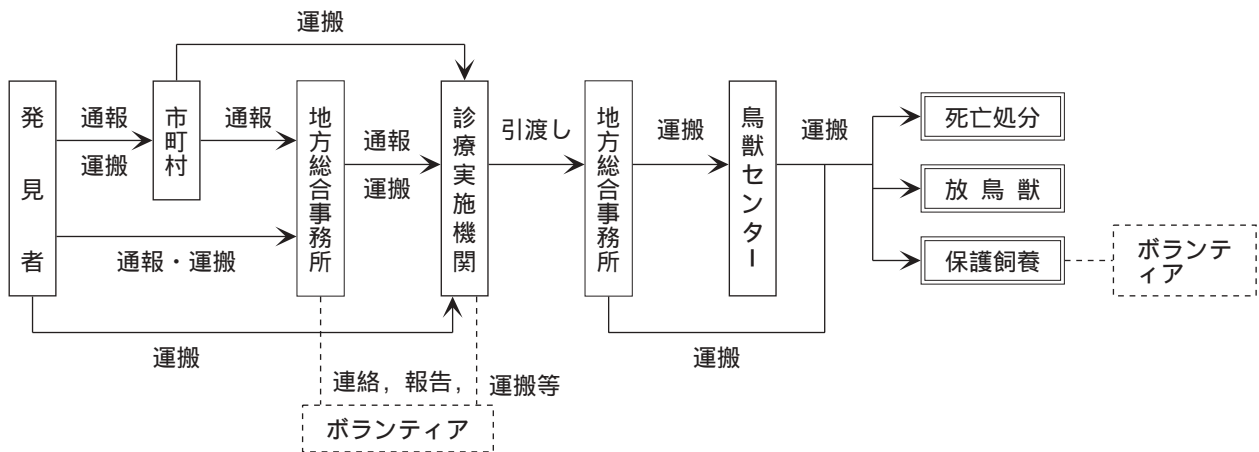
ヒナ及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容することのないよう、県や市町村の広報誌等を通じ、県民に対し周知徹底を図るものとする。

収容個体は、必要に応じ搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い適切に対処する。また二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

なお、救護に携わる者に対し人獣共通感染症に関する基本的な情報を提供するものとする。



【救護体制のフロー】



4 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合に備えて、関係機関との連絡体制、鳥獣の検査体制並びに住民への情報提供等に関する基本的な対応について整理しておくとともに、鳥獣の異常死が発生した際の対応についても関係機関と調整を図るものとする。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)